

JAS法に基づく品質表示基準の改正に係る消費者委員会への諮問について

平成22年9月30日
消費者庁

消費者庁では、本日、品質表示基準の改正に係る消費者委員会への諮問を行いましたので公表します。

記

1. 諮問の内容

(1) 乾めん類品質表示基準の一部改正の概要

乾めん類品質表示基準を平成21年4月に改正した際、調理方法の欄外記載を認めていた規定が削除されたが、マカロニ類品質表示基準等欄外記載を認めている基準との整合性を図るため、第4条第2項へ調理方法の欄外記載を認める規定を追加すること。

(2) めん類等用つゆ品質表示基準の一部改正の概要

平成16年のしょうゆ品質表示基準の全面改正により、醸造方式の用語が変更になったこととの整合性を図って、第4条第1項第2号の原材料名のしょうゆの製造方式の記載方法について文言を統一すること。

また、加工食品品質表示基準の原材料名の記載方法と整合性を図り、原材料を重量順に記載すること。

2. 諮問の経緯

- (1) 第1回消費者委員会食品表示部会(平成22年3月)において品質表示基準見直し計画を報告
- (2) 第3回消費者委員会食品表示部会(平成22年7月)において乾めん類品質表示基準等の見直しを開始することを報告
- (3) 平成22年7月23日～8月21日パブリックコメントの募集
- (4) 平成22年8月3日品質表示基準見直しに係る説明会を開催

3. 今後の予定

消費者委員会食品表示部会での審議後、乾めん類品質表示基準及びめん類等用つゆ品質表示基準の一部改正につき、農林水産省に協議し、パブリックコメント(30日程度)、WTO通報(60日程度)を実施する予定。これらの結果を踏ま

え、消費者委員会において再度審議を行い、消費者委員会から答申を受理し、乾めん類品質表示基準及びめん類等用つゆ品質表示基準の一部改正を実施する予定。

問い合わせ先：消費者庁食品表示課
小椋、吉田
Tel: 03 - 3507 - 9223